



認 定 書

国住指第1848号
平成14年5月17日

クリオン株式会社
代表取締役社長 古矢松三 様

旭化成建材株式会社
代表取締役社長 佐次洋一 様

住友金属鉱山シボレックス株式会社
代表取締役社長 片谷恒三 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第2条第八号及び同法施行令第108条第二号(外壁(非耐力壁):30分間)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

PC030NE-9080

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

A L Cパネル張/軽量鉄骨下地外壁

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

認定区分	防耐火構造 防火構造 外壁(非耐力壁) <30分>
商品名	クリオンライト <クリオン(株)> ヘーベルライト <旭化成建材(株)> シボレックス50 <住友金属鉱山シボレックス(株)>
申請者住所 (連絡先)	クリオン(株) 東京都中央区日本橋3-5-15 同和ビル 旭化成建材(株) 東京都港区芝大門2-5-5 住友芝大門ビル 住友金属鉱山シボレックス(株) 東京都港区新橋5-11-3 新橋住友ビル

認定内容

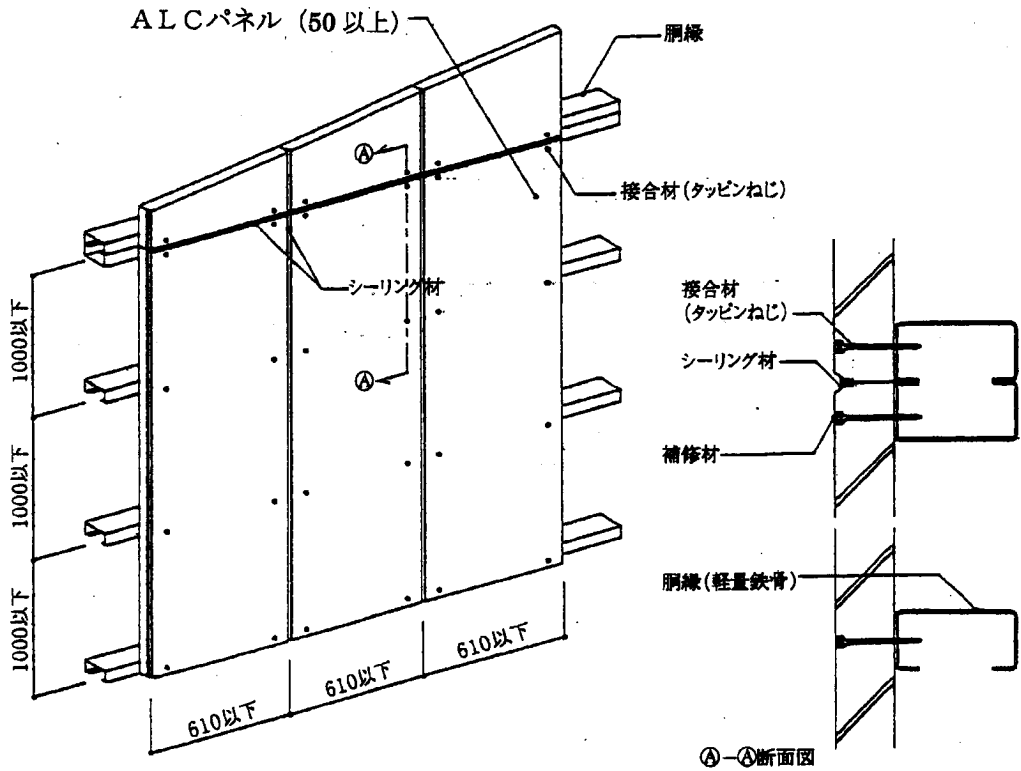
認定番号

PC030NE - 9080

構造方法又は建築材料の名称	ALCパネル張／軽量鉄骨下地外壁
申請者名	クリオン(株) 代表取締役社長 古矢松三 旭化成建材(株) 代表取締役社長 佐次洋一 住友金属鉱山シボレックス(株) 代表取締役社長 片谷恒三
認定年月日	平成14年5月17日

・ 認定した構造内容又は建築材料の内容(寸法単位: mm)

1. 部分、耐火性能の区分 鉄骨下地防火構造外壁(非耐力)
2. 試験機関名 (財)ベターリビング 筑波建築試験センター 受託番号 依試第990490号
3. 構造説明図(単位 mm)



4. 材料等説明

4. 1 主構成材料

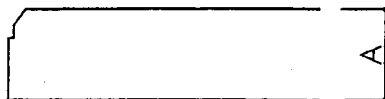
軽量気泡コンクリートパネル(ALCパネル)

軽量気泡コンクリートパネル(ALCパネル)の基本的な構成は、下記のとおりとする。

- a. 品質：パネルの品質は、JIS A 5416 [軽量気泡コンクリートパネル(ALCパネル)] に適合するものとする。
- b. 補強材：JIS A 5505(メタルラス)・JIS G 3532(鉄線)・JIS G 3551(溶接金網)に規定されたもの又は同等以上の品質をもつものとする。
- c. 寸法及び形状 (単位 mm)

項目	寸法		標準寸法	許容差
厚さ	A	50以上	A : 50	± 2
	B	40以上		
長さ	3000以下		1800, 1820, 2000, 2400, 2700, 3000	± 5

平パネルの断面形状の例



意匠パネルの断面形状の例



- d. 性能 密度 $450\text{kg}/\text{m}^3$ を超えて $550\text{kg}/\text{m}^3$ 未満
 圧縮強度 $3.0\text{N}/\text{mm}^2$ 以上
 熱抵抗値 $5.3\text{tm}^2\text{k}/\text{W}$ 以上 (t : パネル厚さ(mm))

4. 2 副構成材料

(1) 接合材

パネルを下地鋼材に取付ける場合のタッピンねじの寸法・形状は呼び径 4.8mm 以上、頭径 11mm 以上、長さ 60mm 以上とし、その他の品質はJIS B 1125(ドリリングタッピンねじ)の規定若しくは同等以上の性能を有するものとする。

(2) シーリング材

アクリル系シーリング材若しくは、同等以上の性能を有するものとする。

4. 3 下地の適用範囲

不燃下地(鉄骨造)

4. 4 防火被覆材の張り方の種類

- a. たて張り
- b. よこ張り

5. 標準仕様

5. 1 下地

胴縁は木材又は軽量鉄骨を使用し構造上支障のないものとする。胴縁間隔は 1000mm 以下とし、間柱等に不陸のない様に取り付ける。

5. 2 パネルの取付け

- a. パネル間の目地に隙間を生じない様に接合する。
- b. 接合材によりパネルを下地に止めつける。この際、接合材はパネル1枚につき6本以上とし、パネル端より 30mm 以上入った位置に止める。また、接合材の順は表面より $5\sim 10\text{mm}$ 沈ませておき、生じた凹部は専用補修材又は、合成樹脂系パテで埋める。

5. 3 補修

施工後損傷箇所がある場合は必要に応じて補修を行う。

5. 4 シーリング

継目部分は、シーリング材によりシールする。

6. 付帯条件 な し

7. 注意事項

当該認定書において、「建築基準法の一部を改正する法律」（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法の規定による建設大臣の認定仕様がある場合は、平成14年6月1日以降は「建築基準法の一部を改正する法律」（平成10年法律第100号）による改正後の建築基準法の規定による当該認定仕様に係る国土交通大臣の認定仕様を用いるものとする。